

ASAHI NEWS

令和6年5月10日
第170号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

3月決算法人の確定申告：5月31日(法人税、消費税、事業税、住民税)

所得税確定申告の延納届出に係る延納税額の納付：5月31日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

経営・経済

5月16日：第1四半期GDP速報値(内閣府)

5月22日：貿易統計発表(財務省)

5月23日：G7財務省・中央銀行総裁会議(伊ストレーザ、25日まで)

5月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

5月29日：消費動向調査発表(内閣府)

5月31日：有効求人倍率発表(厚労省)

5月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「債権放棄による予期せぬ贈与税課税にご注意を」

自社の決算書に「役員借入金」がある場合、貸し付けている側から見れば「貸付金」としていずれは相続財産となってしまう。解消するためにはいくつか方法がありますが、「債権放棄」を検討されたことがある方も多いのではないのでしょうか。債権放棄を実行する前には課税関係の事前検証を行わないと、予期せぬ課税が生じるおそれがあります。

そこで今月号では、債権放棄による「みなし贈与課税」の問題について取り上げます。

債権放棄によるみなし贈与

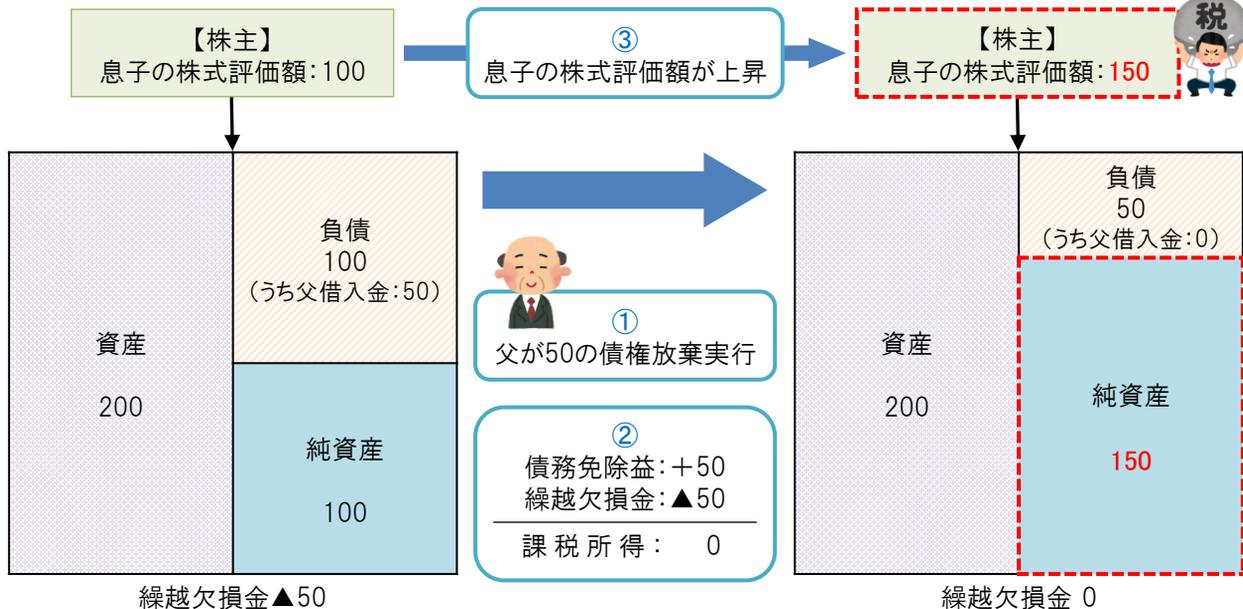
債権放棄を検討されるケースとして、自社に繰越欠損金(法人税額を計算する際、課税所得から控除できる過去の税務上の赤字の累積額)が存在する場合があります。

債権を放棄された側では「債務免除益」として収益が計上され、黒字の会社であれば法人税が課税されます。しかし、繰越欠損金がある場合は債務免除益を含むその事業年度の所得と相殺され、法人税額が減少もしくは発生しないケースも出てきます。

この時に忘れがちなのが、債務免除益が会社で計上されることにより自社の株価が上昇してしまうケースです。下記の図をご覧ください。

父が貸付金50の放棄を実行します(①)。すると、会社側では50の債務免除益が計上されますが、繰越欠損金▲50と相殺され、課税所得は発生しません(②)。しかし、純資産が増加したことにより、息子の株式評価額が100から150に上昇します(③)。この結果、息子の株式価値上昇分は債権を放棄した父から「贈与により取得したもの」として取り扱われ、息子に対して贈与税が課税されます(相続税基本通達9-2(3))。

- 〈前提〉
1. 同族会社
 2. 父が会社への貸付金を放棄
 3. 収益は債務免除益のみとする
 4. 繰越欠損金が50あり
 5. 息子が100%株主
 6. 株価評価は純資産価額方式とする



このように、法人税の処理だけを考えると、思いもよらぬところで課税関係が発生している場合があります。

また、借入金の解消方法として現金による返済の他に、債権贈与やデット・エクイティ・スワップ(DES)などの方法もありますが、事前に税理士等の専門家に確認のうえ、検討を行ってください。

交際費等の損金不算入制度について見直しが行われました。

交際費の損金不算入額について、交際費等から除かれる一定の**飲食費の金額基準**が、1人あたり5,000円以下から**10,000円以下**に引き上げられ、その適用期限が3年延長されました。

制度の概要

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算にあたっては定額控除限度額や接待交際費に関して一定の措置が設けられています。



区分	期末資本金の額等	損金不算入額
中小法人(※1)	1億円以下	次のいずれかの金額 (1) 定額控除限度額(※2)を超える部分の金額 (2) 接待飲食費(※3)の50%に相当する金額を超える部分の金額
中小法人以外の法人	100億円以下	接待飲食費(※3)の50%に相当する金額を超える部分の金額
	100億円超	交際費等の全額

(※1) 下記の法人は除きます。

- ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人
- ② 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有される法人
(①の法人を除く)

(※2) 800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額

(※3) 交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員・従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。)

飲食費の金額基準の見直し

交際費等から除かれる一定の**飲食費(※3)の金額**が、改正後下記のとおり引き上げられました。

令和6年3月31日までの支出	令和6年4月1日以後の支出
1人あたり5,000円以下	1人あたり 10,000円 以下

※飲食等の費用を交際費等から金額基準によって除く場合、飲食等のあった**年月日、参加した者の氏名、人数等**を記載した書類の保存が必要です。



▶ インボイス制度における1人あたり10,000円以下の金額基準(税抜経理の場合)

- ① 支払いの相手先がインボイス登録事業者 税抜10,000円(税込11,000円)
- ② ①以外(金額については円未満の端数を切り捨てで計算した場合)
 - ・ 2024年 4月1日から2026年9月30日まで 税抜9,804円(税込10,784円)
 - ・ 2026年10月1日から2029年9月30日まで 税抜9,524円(税込10,476円)
 - ・ 2029年10月1日以後 税抜9,090円(税込10,000円)

適用時期

- ◆ 令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度について適用
- ◆ 飲食費の金額基準の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費より適用